

## 管理業務運用規程 改定案

改定1. 変更主旨：機動的な改定審査手続きを行うために、改定内容の会員公表期間を60日間から30日間へと変更を行うものです。加えて、改定要求書（CR）の各会議体の役割について、会則および管理業務運用規程の他条項に合わせた修正を行うものです。

改定前	改定後
<p>5.1 改定要求書（CR）の提出・審査手順</p> <p>標準仕様書に関する改定を要求する際には、改定要求書（Change Requirements。以下、「CR」という。）を標準仕様書管理者（水道情報活用システム標準仕様審査委員会（以降、標準仕様審査委員会）及び水道情報活用システム標準仕様研究会（以降、標準仕様研究会））へ提出する。提案者から提出されるCR（業務要求等）には、業務要求等が記載される。</p> <p>標準仕様書管理者は、受理したCRについて、業務要求等を満たすための標準仕様を開発し、文書化する。</p> <p>標準仕様書管理者は、開発した標準仕様を標準仕様書へ反映する際の、反映箇所、反映内容、反映対象バージョンを明記したCR（ドラフト）を作成の上、その適否を審議する。適否の審議は、改定による影響のチェックリスト（以下、「CL」という。）も考慮して行う。CR（ドラフト）は、標準仕様研究会会員に通知の上、予め定められた期間（<b>60日間</b>とする）で公表される。公表期間中に当該CR（ドラフト）への異議申し立て等が提出された場合は、再審議等の必要な対応を行う。公表期間中に当該CR（ドラフト）への異議申し立て等が提出されない場合は、標準仕様書管理者は、これを反映した標準仕様書の改定版を作成の上、公表する。</p>	<p>5.1 改定要求書（CR）の提出・審査手順</p> <p>標準仕様書に関する改定を要求する際には、改定要求書（Change Requirements。以下、「CR」という。）を標準仕様書管理者（水道情報活用システム標準仕様審査委員会（以降、標準仕様審査委員会）及び水道情報活用システム標準仕様研究会（以降、標準仕様研究会））へ提出する。提案者から提出されるCR（業務要求等）には、業務要求等が記載される。</p> <p>標準仕様書管理者は、受理したCRについて、業務要求等を満たすための標準仕様を開発し、文書化する。</p> <p>標準仕様書管理者は、開発した標準仕様を標準仕様書へ反映する際の、反映箇所、反映内容、反映対象バージョンを明記したCR（ドラフト）を作成の上、その適否を審議する。適否の審議は、改定による影響のチェックリスト（以下、「CL」という。）も考慮して行う。CR（ドラフト）は、標準仕様研究会会員に通知の上、予め定められた期間（<b>30日間</b>とする）で公表される。公表期間中に当該CR（ドラフト）への異議申し立て等が提出された場合は、再審議等の必要な対応を行う。公表期間中に当該CR（ドラフト）への異議申し立て等が提出されない場合は、標準仕様書管理者は、これを反映した標準仕様書の改定版を作成の上、公表する。</p>

改定前	改定後
<p>5.2 改定要求書 (CR) の提出・審査における会議体の役割</p> <p>標準仕様研究会 SIG は、CR の提出を受けて、CR (ドラフト) を作成する。作成された CR (ドラフト) は、研究会会員に通知の上、<b>60 日間</b>開示される。<b>60 日間</b>の開示期間に異議申し立てを受けた場合は、研究会 SIG にて再検討の上、CR (ドラフト) を変更・修正し、再度開示される。</p> <p><b>60 日間</b>の確認期間において異議申し立て等の表明がない場合は、CR (ドラフト) は、研究会部会の承認を受けた後に、審査委員会へ提出される。CR (ドラフト) は、審査委員会による承認をもって、CR (最終) として確定される。</p> <p>研究会事務局は、CR (最終) を標準仕様書に反映の上、標準仕様書 (改定版) として公表する。なお、<b>改訂版</b>のバージョン名は、別途定めるバージョン命名ルールに従う。</p>	<p>5.2 改定要求書 (CR) の提出・審査における会議体の役割</p> <p>標準仕様研究会 SIG は、CR の提出を受けて、CR (ドラフト) を作成する。作成された CR (ドラフト) は、研究会会員に通知の上、<b>30 日間</b>開示される。<b>30 日間</b>の開示期間に異議申し立てを受けた場合は、研究会 SIG にて再検討の上、CR (ドラフト) を変更・修正し、再度開示される。</p> <p><b>30 日間</b>の確認期間において異議申し立て等の表明がない場合は、CR (ドラフト) は、研究会部会の承認を受けた後に、審査委員会へ提出される。CR (ドラフト) は、審査委員会による承認をもって、CR (最終) として確定される。</p> <p>研究会事務局は、CR (最終) を標準仕様書に反映の上、標準仕様書 (改定版) として公表する。なお、<b>改定版</b>のバージョン名は、別途定めるバージョン命名ルールに従う。</p>

上記変更に伴い、下記のとおり図を変更する。

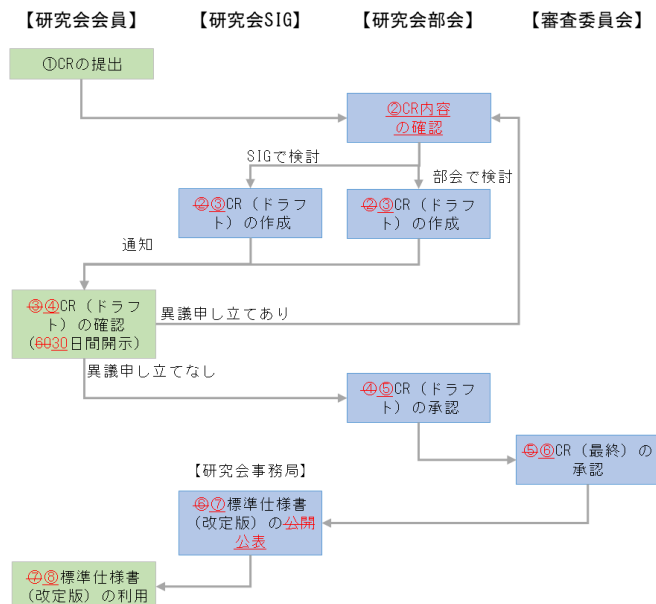


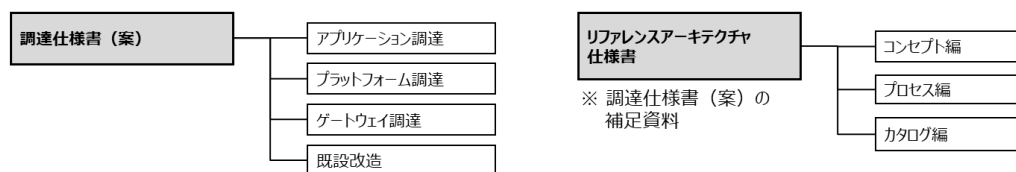
図 5-2 改定要求書 (CR) の提出・審査における会議体の役割

改定2. 改定主旨：審査委員会の運営実態に合わせ変更を行うものです。

改定前	改定後
<p>6.2.1 標準仕様審査委員会の設置、構成</p> <p>標準仕様審査委員会委員の任期は1年間とし、自薦または他薦により選出する。<del>年度末の審査委員会にて翌年度の委員を任命する。</del></p> <p>標準仕様審査委員会は、次に挙げる者を含む委員で構成する。</p>	<p>6.2.1 標準仕様審査委員会の設置、構成</p> <p>標準仕様審査委員会委員の任期は1年間とし、自薦または他薦により選出する。</p> <p>標準仕様審査委員会は、次に挙げる者を含む委員で構成する。</p>

改定3. 改定主旨：規程内容の変更を伴わない図の更新

① プラットフォームのサービス全体を明らかにする資料



② プラットフォームの実現方法を明らかにする資料

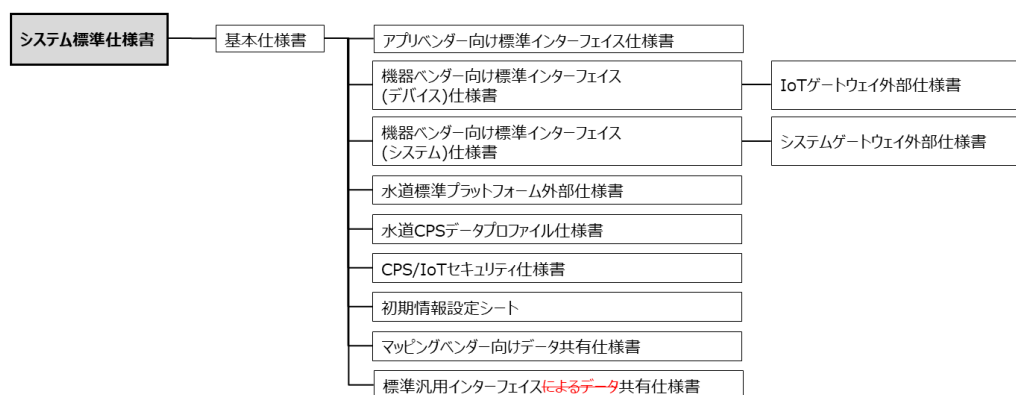


図 4-1 水道情報活用システムに係る関連文書

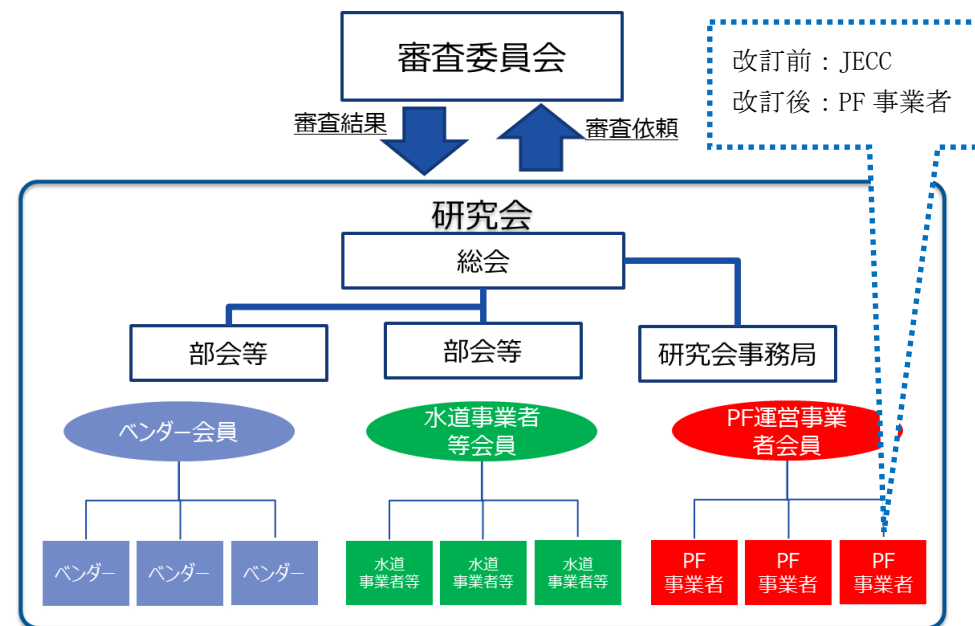


図 6-1 水道情報活用システム標準仕様審査委員会及び標準仕様研究会の構成

改定4. 改定主旨：規程内容の変更を伴わない文言の修正

改定前	改定後
<p>4.1 成果物の範囲</p> <p>平成31年4月現在、標準仕様書は「プラットフォームのサービスを全体明らかにする文書」及び「プラットフォームの実現方法を明らかにする文書」から構成されている。</p>	<p>4.1 成果物の範囲</p> <p><del>平成31年4月現在</del>、標準仕様書は「プラットフォームのサービスを全体明らかにする文書」及び「プラットフォームの実現方法を明らかにする文書」から構成されている。</p>
<p>6.4.1 (5) 1)</p> <p>その他、標準仕様準拠していることを自己確認する方法の詳細は、別途、標準仕様審査会及び標準仕様研究会の定める方法に従う。</p>	<p>6.4.1 (5) 1)</p> <p>その他、標準仕様準拠していることを自己確認する方法の詳細は、別途、標準仕様審査委員会及び標準仕様研究会の定める方法に従う。</p>
<p>6.4.1 (6)</p> <p>標準仕様研究会事務局は、標準仕様研究会への入会を希望する者から提出される入会申請書を受け付け、入会希望者が、別途定める入会基準に適合することを確認の上、会員として仮登録する。</p>	<p>6.4.1 (6)</p> <p>標準仕様研究会事務局は、標準仕様研究会への入会を希望する者から提出される入会申込書を受け付け、入会希望者が、別途定める入会基準に適合することを確認の上、会員として仮登録する。</p>

改定5. 改定主旨：CR検討SIGでの検討を踏まえた修正

改定前	改定後
<p>5.2. 改定要求書（CR）の提出・審査における会議体の役割</p> <p>研究会事務局は、CR（最終）を標準仕様書に反映の上、標準仕様書（改定版）として公表する。なお、改定版のバージョン名は、別途定めるバージョン命名ルールに従う。</p>	<p>5.2. 改定要求書（CR）の提出・審査における会議体の役割</p> <p>研究会事務局は、CR（最終）を標準仕様書に反映の上、標準仕様書（改定版）として公表する。なお、改定版のバージョン名は、<del>別途標準仕様書の文書管理ルール細則</del>に定めるバージョン命名ルールに従う。</p>
<p>5.6 標準仕様書のバージョン管理</p> <p>標準仕様書の改定に係るバージョン命名ルールは、別途定めるとおりとする。</p>	<p>5.6 標準仕様書のバージョン管理</p> <p>標準仕様書の改定に係るバージョン命名ルールは、<del>別途標準仕様書の文書管理ルール細則</del>に定めるとおりとする。</p>